

一般社団法人全信工協会役員に対する費用弁償規程

平成21年11月26日
理事会規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条第2項に規定する一般社団法人全信工協会（以下「本法人」という。）の役員に弁償することができる費用について、同定款第29条第3項に基づき定めるものとする。

(弁償する費用及びその額)

第2条 弁償することができる費用及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本法人の事業活動等のために出張する場合は、旅費規程に定める額とする。
- (2) 理事会に出席した場合は、旅費規程に定める額とする。
- (3) 本法人の事業活動等のために支払った諸経費については、理事長が必要であると認めた場合、当該役員が支払った額とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。